

## 徳島大学歯学部口腔保健学科における実習・演習科目の履修方法等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島大学歯学部規則(以下「規則」という。)第12条の2の規定に基づき、相談援助演習、相談援助実習指導及び相談援助実習(以下「実習・演習科目」という。)における授業科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(科目の履修)

第2条 学生は、規則別表に定める選択科目のうち、該当する科目の単位を修得しなければならない。

(授業形態等)

第3条 実習・演習科目の選択科目の授業形態等は次のとおりとする。

(1)相談援助演習(150時間)

社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術を実践的に習得する。

(2)相談援助実習指導(90時間)

相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する。

(3)相談援助実習(180時間)

相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術を体得する。

(履修時期)

第4条 実習・演習科目の履修時期については次のとおりとする。

(1)相談援助演習は3年前期・後期及び4年前期

(2)相談援助実習指導は3年後期、4年前期

(3)相談援助実習は3年後期、4年前期

(成績評価の方法等)

第5条 実習・演習科目の単位認定の方法等については次のとおりとする。

(1)相談援助演習

ロールプレイングやディスカッションでの積極性あるいは取り組む姿勢、レポートの内容と提出状況及び出席状況を踏まえて総合的に判断する。

(2)相談援助実習指導

出席状況と実習記録の内容及び提出状況によって総合的に判断する。

(3)相談援助実習

実習への出席状況、実習中の態度、実習記録の精度、実習課題の設定能力及び課題目標の到達度などによって総合的に判断する。

2 成績については、歯学部規則第8条第1項の規定に基づき評価する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、実習・演習科目に関し、必要な事項は、その都度歯学部教授会が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。